

令和 8 年度太子町国民健康保険保健指導等業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

太子町国民健康保険被保険者のうち、糖尿病が重症化するリスクの高い者に対し、医療機関への受診勧奨や生活習慣病改善に向けた保健指導を行うことにより、治療に結びつけるとともに、腎不全、人工透析への移行を防止・遅延させる。

また、生活習慣病が重症化するリスクの高い者に対し、医療機関への受診勧奨や生活習慣改善に向けた保健指導を行うことで、生活習慣病の重症化予防を図る。

専門的かつ効果的な保健指導が実施できる経験を有する業者に保健指導業務を委託する。

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

ただし、プロポーザルで採用された提案に基づき協議を行ったうえで、仕様書の内容を変更することができる。

3 契約期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

4 業務の提案上限金額

金 3,080 千円（税込）

5 プロポーザルにかかる日程

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 募集要項の公表 | 令和 8 年 6 月 5 日(金) |
| (2) 質問の受付期限 | 令和 8 年 6 月 12 日(金) 午後 5 時まで |
| (3) 質問の回答期限 | 令和 8 年 6 月 19 日(金) |
| (4) 参加意思表明書・書類提出期限 | 令和 8 年 6 月 29 日(月) 午後 5 時までに持参または郵送にて必着 |
| (5) プロポーザル実施 | 令和 8 年 7 月 6 日(月) 午前 |
| (6) 結果通知 | 令和 8 年 7 月中旬 |

6 プロポーザル参加資格要件

参加条件として、以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 書類提出時において、太子町の指名停止期間中でない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去において、保健指導業務（訪問指導）の受託実績を有していること。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

7 質疑について

(1) 提出方法

本件に係る質疑については、電子メールにて提出すること。様式は問わない。提出した旨を電話にて連絡すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出先

太子町さわやか健康課（担当 福井）

メールアドレス：kenko@town.hyogo-taishi.lg.jp

8 参加申込について

提出書類、提出期限、提出方法及び提出先

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。提出書類は A4 サイズの任意様式とする。

	提出書類	部数	内容等
1	参加意思表明書	1 部	
2	業務実績調書	1 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者名及び設立年月日 ・ 事業者所在地及び電話番号 ・ 担当者所属、肩書及び名前（連絡窓口担当者） ・ 同種または類似業務の実績 対象団体名と事業名、事業規模を記載すること。記載の対象は、過去 2 年間（令和 6 年度と令和 7 年度）の業務に限定する。件数が多い場合は 10 件以内の記載とする。 ・ 専門分野別技術者の状況 本業務に従事する職員の名前・年齢・資格名を列記し、それぞれ、職員であるか外部講師であるか記載すること。
3	見積書	1 部	・ 本業務に係る見積書

			記入に当たっては事業ごとに単価等を詳細に示すこと。 [糖尿病性腎症重症化予防] 未治療者の訪問指導人数 15 人 治療中断者の訪問指導人数 5 人 [生活習慣病重症化予防] 未治療者、保健指導対象者の訪問指導人数 60 人
4	個人情報に関する書類	1 部	・個人情報に関する社内規定書類または、第三者認定書類（複写可）

(2) 提出期限及び提出方法

令和 8 年 6 月 29 日（月）午後 5 時までに持参または郵送にて必着

(3) 提出先

所在地：〒671-1553 兵庫県揖保郡太子町老原 102 番地 1

太子町生活福祉部さわやか健康課（担当 福井）

電 話：079-276-6630

9 審査について

(1) 審査方法

審査については、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をもとに、本プロポーザル審査委員において審査項目に基づき行い、最も評価の高い 1 事業者を選定する。

(2) 審査項目

審査方法	審査項目	採点割合
書類	見積金額	30/100
	実施体制	10/100
プレゼンテーション 及びヒアリング	企画提案 実施効果	60/100

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

①使用媒体

使用媒体の指定はしない。

使用媒体は、当日持参し使用すること。紙媒体は 7 部提出すること。

②実施方法

事業者から 15 分程度の提案説明後、審査委員との質疑応答を行う。

③実施場所

太子町保健福祉会館 103

所在地：兵庫県揖保郡太子町老原 102 番地 1

電 話：079-277-6630（さわやか健康課）

④実施日時

令和8年7月6日（月）午前

(4) 審査結果の通知等

審査結果は、参加者すべてに文書により通知する。

審査結果通知後、選定された事業者と提案の内容等をもとに、業務の遂行に必要な具体的な履行条件等の交渉を行うが、この交渉が不調の時は次点者と交渉するものとする。

10 その他

- (1) 提案書の作成に要する費用は、事業者の負担とし提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された提案書は、審査・事業者選定の用途以外に事業者が無断で使用しない。
- (3) 提出された提案書の差し替え及び訂正並びに期限後の提出は認めない。
- (4) 提出された書類に虚偽の申請があった場合は、当該提案書は無効とするとともに虚偽の記載をしたものに対して、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 契約保証金については、太子町財務規則第136条の規定を適用する。